

保管場所の所在図・配置図の記載例

■ 次に掲げる場合は、「所在図」のみ記載を省略することができます、「配置図」はいずれの場合も省略はできません。

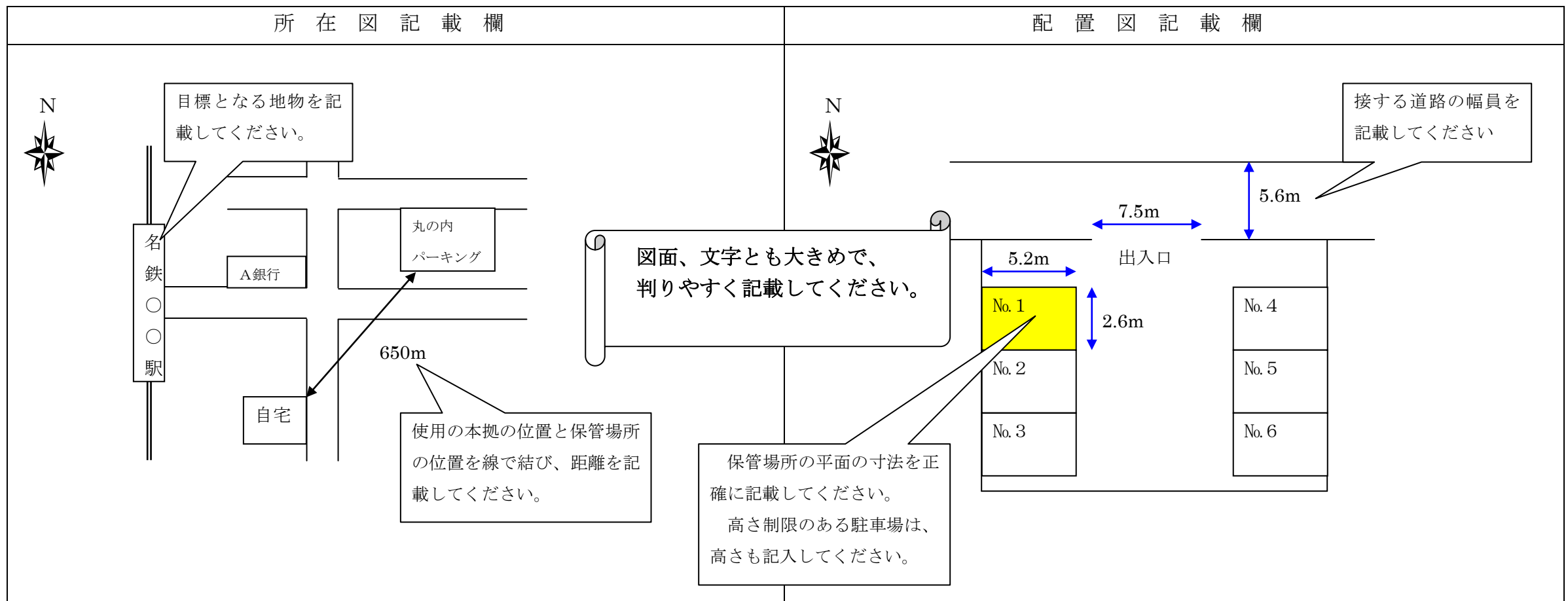
○自動車保管場所証明の場合

- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
- 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるとき。
(この場合、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)

※ただし、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物、及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは所在図の提出を求めることがあります。

○軽自動車の届出の場合

- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
- 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるか、届出日の前15日以内まで旧自動車を保有していたとき。
(この場合、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)



- 備考
- 1 別紙として、住宅地図のコピーを添付できる。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

駐車場の適正な管理を行っているため、窓口にて前自動車の車台番号等をお尋ねすることがあります。
ご協力お願い致します。

(注) 申請場所に申請自動車と入れ替わるまで使用する自動車がある場合は、その自動車の登録番号

登録番号	
------	--